

松戸市文化財保存活用地域計画の認定について

令和2年度から作成を進めていました「松戸市文化財保存活用地域計画」が令和5年7月21日（金）に開催の文化庁文化審議会文化財分科会の答申を受け、文化庁長官の認定を受けました。

【文化財保存活用地域計画について】

- ・「文化財保存活用地域計画」とは、少子高齢化に伴い文化財の継承が危機的な状況になりつつあることに鑑み、平成30年の文化財保護法改正によって計画の作成が努力義務とされたもので、文化財の保存・活用に関し市町村が目指す目標や取組の具体的な内容を記載した、基本的なアクション・プランです。
- ・松戸市では、市民の「ふるさと松戸」への愛着と誇りを醸成しつつ、地域固有の歴史的・文化的な資産を次世代へ引き継ぐため、令和5年度から令和12年度までの8年間を計画期間とする「松戸市文化財保存活用地域計画」を策定しました。
- ・この計画では38の具体的な取組みを設定し、行政のみならず地域に暮らす人々が一体となって、地域総がかりで文化財を「守り」「活かし」「伝える」体制を構築し、文化財の継承に努めてまいります。



復元された竪穴住居



河原塚古墳群
1号墳の被葬者



徳川昭武肖像



常盤平団地
星形住宅



松戸の獅子舞

【本件に関する問い合わせ先】

〒270-2252 千葉県松戸市千駄堀671番地

松戸市教育委員会生涯学習部文化財保存活用課

☎047-382-5570

FAX047-384-8194 ☒ mcbunkazai@city.matsudo.chiba.jp